

中山間地域の小規模校など、大学進学に必要な全ての科目の開講が難しい高等学校においては、「オンデマンド型授業」を教育課程に組み込むことが認められないか。

現在、全日制高校における遠隔教育として認められているのは「**同時双方向型**」のみ

【『学校教育法施行規則第88条の2』の規定に基づく文部科学省告示（平成27年第92号）】

規則に基づき高等学校が履修させることができる授業は、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるもの
対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたもの

一方、不登校や療養・障害等により長期欠席する生徒や、通信制高校、特別支援学校においては、文部科学大臣が特別な教育課程の編成を認める場合、**オンデマンド型授業が認められている**

【**オンデマンド型授業とは**】

事前に収録された授業を、インターネット等を通じて配信することにより、生徒が視聴したい時間に受講すること
が可能な授業の方式（録画配信）

受信側の教員が、授業終了後速やかに設問解答・添削指導・質疑応答等の十分な指導を行えば単位認定も可能

現行でも、放課後や長期休業期間中の補習など、授業外の時間にオンデマンド型授業を実施することは可能だが…

- 生徒が意欲的に取り組み、学習成果を上げてでも履修科目にはならず、単位認定されない。
- 1教科につき相当の時間数が必要となるため、通常は放課後を活用して行われる主要教科の補習や部活動等の時間が制限されるなど、生徒の負担が大きい。
- オンデマンド型授業が認められれば、教員数が限られる小規模校であっても、生徒の進路の希望に速やかに対応することが可能となる。生徒にとっても、授業で必要な教科を学び、放課後は補習に充てるなど、中心部の進学校の生徒と同じ条件で学習を進めることができる。

現在、不登校や療養・障害等の生徒に対して認められている『実態に配慮した特別な教育課程』の一つとして、**中山間地域の小規模校に関する規定**を設けてはどうか。

【学校教育法施行規則第86条】

『実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める』対象者の要件(～)に、新たに を追加

学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒

高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる生徒若しくは高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者
疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒



中山間地域の小規模高等学校に通学する生徒であり、進学のため、当該高等学校の教育課程に編成のない科目を受講する必要がある生徒

授業の質を担保するための方策について(案)

- 【授業】・受信側には教員を配置し、生徒の様子や理解度を観察のうえ、配信側の教科担当教員と情報を共有
- 【評価例】・自校の教科担当教員等による設問解答、添削指導、質疑応答等の機会を確保
- ・単位認定は、自校の教科担当教員が責任を持って行う

「どの地域に住んでも、誰もが迅速に同じ情報を得られる」というICTの特性を最大限に活用し、教育環境の充実と中山間地域の活性化を図る

◆ **地理的条件や学校規模の差に影響されない充実した教育環境の実現**

中山間地域の小規模校においても、難関大学への進学など希望する進路の実現に向けて、生徒が中心部の大規模校と同じ条件で学習できる教育環境が整う

◆ **中山間地域の活性化**

教育環境が課題となり、若い子育て世代が住み慣れた地域を離れ中心部に流出する現状に、歯止めをかけることができる

地元で活躍する高校生の増加は、中山間地域の活性化にもつながる

◆ **県外からの移住の促進**

中山間地域の豊かな自然環境や人のあたたかさ、働きやすさ、子育てしやすさなどに魅力を感じ、本県に移住された世帯やこれから移住を希望する方々にとっても、安心して進学できる教育環境が確保される

平成30年 地方分権改革に関する提案募集

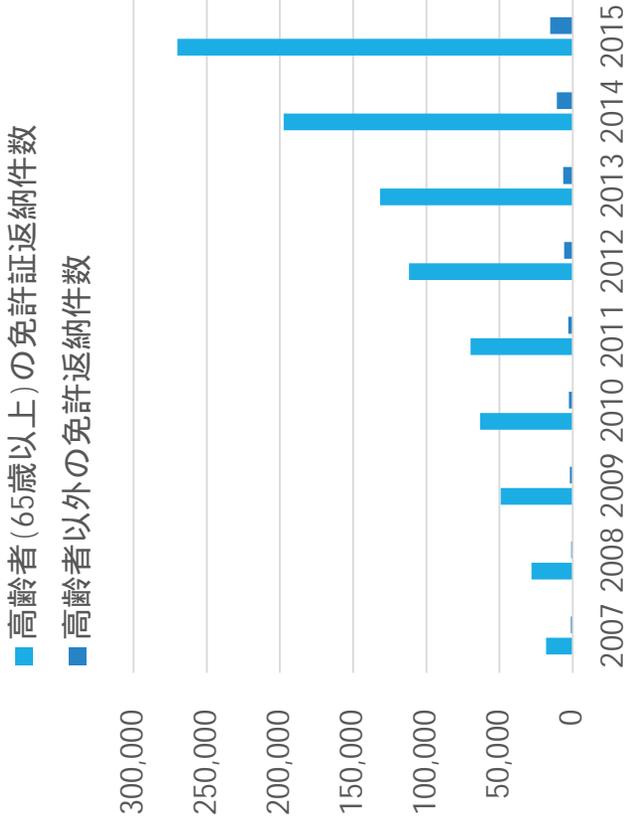
地域の実情に応じてコミュニティバス等の 円滑な導入を可能とする制度の構築

全国知事会・全国市長会・全国町村会

提案の背景

地域交通に関する現状 地域の高齢化による交通手段の変化

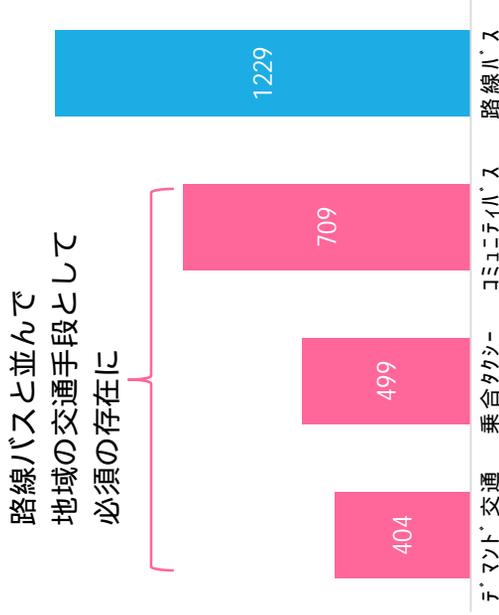
運転免許証返納状況



出典：警察庁「運転免許統計」より（国土交通省総合政策局作成）

コミュニティバス等の活用状況

（管内で交通手段となっている市区町村数）



路線バスと並んで
地域の交通手段として
必須の存在に

出典：地方六団体地方分権改革推進本部事務局

「地域交通に関するアンケート調査」（平成28年12月）より

地域交通においてコミュニティバス等に期待する役割が増大

コミュニティバス等：路線バス以外の区域運行バス等、乗合タクシー、自家用有償旅客運送による市町村運営有償運送や公共交通空白地有償運送

地域公共交通の制度的課題

地域公共交通に関する課題認識（提案内容）

人口減少、高齢化等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになった。

しかし、法令上は従前のまま例外的な位置付けとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されている。

そのため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域公共交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要。

制度的課題

少量（350kg未満）の荷物を運ぶことについて路線バスは制限されていないが、自家用有償旅客運送者は運輸支局長が認める地域内に限定されている。

バスの車庫等を市街化調整区域内に設置する場合、路線バスは開発許可不要だが、区域運行バス等は許可が求められ設置が困難。

自家用有償旅客運送や区域運行バスは、その導入に当たって交通空白地帯であることや、路線バスと実質的に競合しないことなどの限定が付されている。そのため、法令上期待されるよりも活用範囲が狭い。

自治体がコミュニティバスを運行委託する場合、運賃を無料とすると貸切バスに係る運賃水準が適用され、有料のコミュニティバスに比べて運行委託料が大幅に高くなる。

地域交通に関する自治体調査

調査の概要

目的

地域での公共交通に係る課題やニーズについて把握すること

主な調査項目

- ・ コミュニティバス等（区域運行・自家用有償旅客運送等）の活用を進める上での制度上の支障 など

対象

全都道府県・市区町村

調査時期

平成30年3月

実施主体

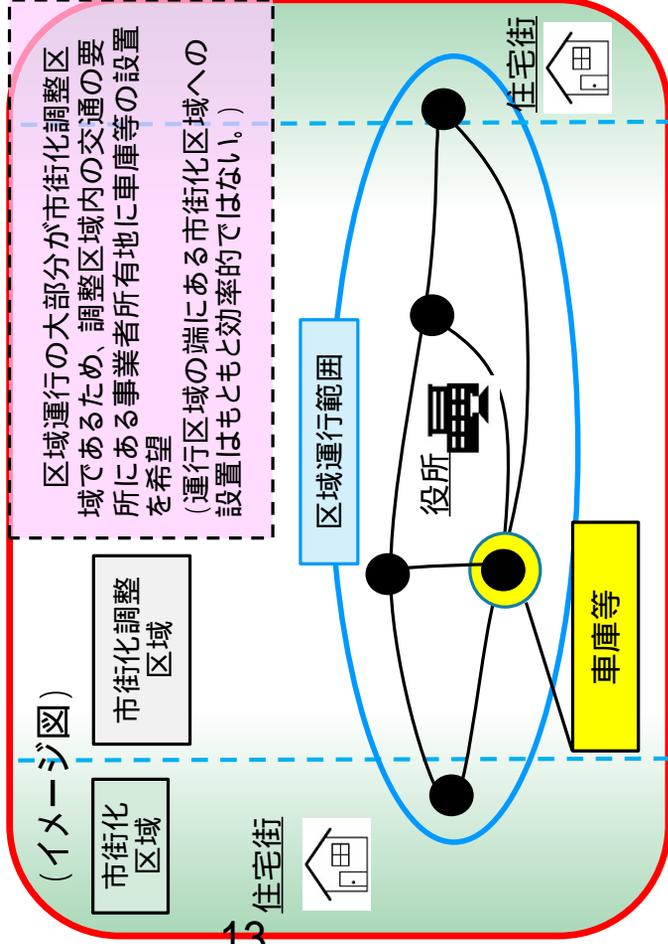
地方自治確立対策協議会(地方六団体)

市街化調整区域における施設設置に関する制度

市街化調整区域に関する現行制度

路線定期運行バスの車庫等を市街化調整区域内に設置する場合、都市計画法令に基づき開発許可の対象から除外されているため、開発許可なく設置が可能である。

他方、区域運行バス等の車庫等を設置する場合は、除外規定がないため許可を要することとなる。



〔支障事例〕
市が補助して運行する区域運行バスの事業者が、市街化調整区域内の運行地域に近い適地に車庫等を設置しようとした。しかし、当該地域の開発許可基準に合致していなかったために設置が認められず、やむを得ず運行区域から離れた土地の車庫等を利用し非効率な運行を強いられる。

開発許可を要することによる支障
開発許可が必要となることで、
区域運行等の用に供する施設は、
路線定期運行と同様に、典型的に適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物であるにも関わらず、開発許可が必要とされているため、必要な施設の設置が困難。

開発許可を要することで、事業者の事務手続きが煩雑となり、事業者が当該事業を断念したり、非効率な形態での実施を余儀なくされる場合がある。

地域交通に関するニーズの増大に伴い、区域運行など、路線定期運行以外にも多様な交通形態が地域にとって必要とされているが、その導入・検討が円滑に進まない。

☞ **区域運行及び路線不定期運行についても、路線定期運行と同様に、公益上必要な建築物として都市計画法の開発許可対象から除外すべき。**

(参考)市街化調整区域における施設設置に関する取扱い

都市計画法第29条及び都市計画法施行令第21条(抄)

都市計画法第29条第1項第3号(開発行為の許可)

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(昭和三十二年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(略)

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令第21条第1項第6号

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(略)

六 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第5項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物。